官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔デジタル庁令・省令〕
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令（デジタル庁・総務四）　二
〔その他告示〕
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務一四五）　二
○令和七年産あへんの納付期限を定めた件（厚生労働一六五）　二
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収入額等を定める件（農林水産八〇〇）　二
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を定める件（同八〇一）　二
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三九一～三九三）　三
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同三九四）　三
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（防衛一二三～一二五）　四
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同一二六、一二七）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（同一二八）　五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（関東地方整備局一五七）　六
○大和川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（近畿地方整備局六九）　七
○都市計画に関する件（中国地方整備局四六）　七
○道路に関する件（同四七、四八）　七
〔国会事項〕
内閣　八
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項　八
指定保安検査機関の指定に関する公示（九州産業保安監督部）　八
国家試験　八
令和七年度特定侵害訴訟代理業務試験公告（工業所有権審議会）　八
令和七年度特定侵害訴訟代理業務試験に係る委員等（同）　九
令和七年度放射線取扱主任者試験の施行について（原子力規制委員会）　九
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人宮崎県暴力追放センターから住所等の変更の届出があった件（国家公安委員会告示配一）　九
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配二六～二八）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、司法書士懲戒処分、司法書士法人懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、犯罪被害財産支給手続開始決定、公示送達、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一二〇
会社その他

デジタル庁令・省令

○デジタル庁総務省令第四号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第十七号）の施行に伴い、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（旧氏等記載者に対するこの規則の適用） **第八十条**　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏等記載者に係る第二十条第二号及び第七号の規定の適用については、同条第二号中「氏名」とあるのは「氏名及び旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。第七号において同じ。）」と、同条第七号中「氏名」とあるのは「氏名及び旧氏」とする。	（旧氏記載者に対するこの規則の適用） **第八十条**　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏記載者に係る第二十条第二号及び第七号の規定の適用については、同条第二号中「氏名」とあるのは「氏名及び旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。第七号において同じ。）」と、同条第七号中「氏名」とあるのは「氏名及び旧氏」とする。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年五月二十六日）から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間におけるこの命令による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第八十条の規定の適用については、同条中「住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏等記載者」とあるのは、「住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏の記載がされている者」とする。

その他告示

○財務省告示第百四十五号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年四月十六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年五月二十三日

財務大臣臨時代理
国務大臣　村上誠一郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第29回	17,000,000,000円	101.75円
〃	第29回	3,100,000,000円	101.79円
合計		20,100,000,000円	

○厚生労働省告示第百六十五号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十条の規定に基づき、令和七年産あへんの納付期限を次のように定めたので、同条の規定により告示する。

令和七年五月二十三日

厚生労働大臣　福岡　資麿

種類	栽培区域	納付期限
甲種研究栽培者	北海道名寄市 茨城県つくば市 東京都小平市 長崎県長崎市 鹿児島県熊毛郡中種子町	令和七年九月三十日 令和七年八月二十九日

○農林水産省告示第八百号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号。以下「施行規則」という。）第九条第一項並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号。以下「算定省令」という。）第三条及び第四条第一号の規定に基づき、令和七年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る施行規則第九条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収入額及び収穫量並びに算定省令第三条の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収穫量及び標準的な収穫量並びに算定省令第四条第一号の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の数量当たりの価額を次のように定める。

令和七年五月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課経営安定対策室、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百一号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第十条第一項の規定に基づき、令和八年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第十条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を次のように定める。

令和七年五月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課経営安定対策室、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百九十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

倉見下沢一

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県南都留郡西桂町倉見の区域内の土地のうち、次の一点から二十五点までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十八年国土交通省告示第千百五十四号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°30′52.4856″	138°50′37.9422″
2	35°30′52.6757″	138°50′38.8547″
3	35°30′52.6678″	138°50′38.9987″
4	35°30′52.6420″	138°50′39.0993″
5	35°30′52.4336″	138°50′39.1050″
6	35°30′52.2079″	138°50′39.2162″
7	35°30′52.0856″	138°50′39.2136″
8	35°30′51.8659″	138°50′39.3081″
9	35°30′51.7681″	138°50′39.2715″
10	35°30′51.5871″	138°50′39.0972″
11	35°30′51.2618″	138°50′39.0062″
12	35°30′51.0019″	138°50′38.9878″
13	35°30′50.8087″	138°50′39.3157″
14	35°30′48.2088″	138°50′41.0647″
15	35°30′47.2201″	138°50′38.1094″
16	35°30′47.5079″	138°50′37.7472″
17	35°30′48.1060″	138°50′37.4372″
18	35°30′48.8619″	138°50′38.6340″
19	35°30′49.2493″	138°50′38.3720″
20	35°30′49.8912″	138°50′38.0632″
21	35°30′50.1318″	138°50′37.9737″
22	35°30′50.5820″	138°50′37.7971″
23	35°30′51.8079″	138°50′36.2331″
24	35°30′52.0383″	138°50′36.1335″
25	35°30′52.2625″	138°50′36.6839″

○国土交通省告示第三百九十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

畑山谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬字円徳及び字畑山の区域内の土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点　北緯三三度四二分二四秒三一〇三　東経一三五度一七分一三秒一八六一

二点　北緯三三度四二分二三秒五四五四　東経一三五度一七分一四秒〇四六八

三点　北緯三三度四二分二三秒三七四二　東経一三五度一七分一四秒四三〇四

四点　北緯三三度四二分二三秒二五二四　東経一三五度一七分一四秒七三三五

五点　北緯三三度四二分二三秒〇三九九　東経一三五度一七分一五秒五二六六

六点　北緯三三度四二分二三秒七九六七　東経一三五度一七分一五秒六一六五

七点　北緯三三度四二分二一秒五六〇四　東経一三五度一七分一五秒四五九八

八点　北緯三三度四二分二一秒五四〇二　東経一三五度一七分一五秒四二八九

九点　北緯三三度四二分二一秒七九七五　東経一三五度一七分一三秒一五〇八

十点　北緯三三度四二分二一秒〇八四九　東経一三五度一七分一二秒二〇〇八

十一点　北緯三三度四二分二一秒一六九九　東経一三五度一七分一二秒八七五六

十二点　北緯三三度四二分二一秒四三一一　東経一三五度一七分一二秒四六四五

十三点　北緯三三度四二分二一秒一五四五　東経一三五度一七分一九秒五六三八

十四点　北緯三三度四二分二一秒二三九四　東経一三五度一七分一八秒九六三七

十五点　北緯三三度四二分二一秒六〇六八　東経一三五度一七分一八秒九六三七

十六点　北緯三三度四二分二一秒〇六五三　東経一三五度一七分一〇秒一三七八

十七点　北緯三三度四二分二一秒六二八八　東経一三五度一七分一一秒二三〇七

十八点　北緯三三度四二分二一秒六〇四三　東経一三五度一七分一二秒四九三五

十九点　北緯三三度四二分二一秒一九四七　東経一三五度一七分一三秒九一三六

二十点　北緯三三度四二分二一秒三八四九　東経一三五度一七分一三秒九一〇五

二十一点　北緯三三度四二分二一秒九八〇七　東経一三五度一七分一三秒一六三九

二十二点　北緯三三度四二分二四秒二八三一　東経一三五度一七分一二秒九八二六

○国土交通省告示第三百九十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

前川支流

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和四年内務省告示第三百二十一号で指定した土地の境界線及び明治三十一年内務省告示第七十五号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

滋賀県蒲生郡竜王町大字山面

字三ツ山　四三一番四　一号

四三一番一　二号

四三一番三　三号から五号まで

○国土交通省告示第三百九十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の全部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和七年五月二十三日

国土交通大臣　中野　洋昌

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道３号改築工事（鳥栖久留米道路）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　福岡県久留米市東合川千出町、東合川七丁目、東合川一丁目、東合川五丁目、東合川二丁目及び東合川三丁目地内

２　使用の部分　福岡県久留米市東合川千出町、東合川七丁目、東合川一丁目、東合川五丁目及び東合川二丁目地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一般国道３号改築工事（鳥栖久留米道路）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、佐賀県鳥栖市高田町字中の坪地内から福岡県久留米市東合川三丁目地内までの延長4.2kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道３号改築工事（鳥栖久留米道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される一般国道及び市道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ道路法第３条第２号に掲げる一般国道及び同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条本文の規定に基づき本体事業を行うこととされており、また、関連事業の施行に際し必要な道路管理者の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道３号（以下「本路線」という。）は、福岡県北九州市を起点とし、鹿児島県鹿児島市に至る延長約515㎞の主要幹線道路である。

本路線が通過する佐賀県鳥栖市は、高速自動車国道九州縦貫自動車道と高速自動車国道九州横断自動車道が接続する鳥栖ジャンクションが存することから、九州の主要都市を結ぶ接点として重要な地域である。また、福岡県久留米市は福岡県で福岡市、北九州市に次いで人口が多い都市であり、高速自動車国道九州縦貫自動車道の久留米インターチェンジ、ＪＲ久留米駅、平成23年３月に全線開通した九州新幹線の久留米駅、西鉄久留米駅などの広域交通拠点を有するほか、大型商業施設を有しているため、周辺地域からの交通の流入が活発な地域である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通に利用されるとともに、久留米市中心街方面等へ向かう通勤及び通学といった地域住民による地域内交通に利用されていることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

令和３年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、中原鳥栖線～一般国道３号間で24,351台／日、福岡県久留米市小森野７丁目地内で20,879台／日であり、混雑度はそれぞれ2.26、1.96となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成30年度、平成31年度及び令和３年12月に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、振動等については環境基準等を満足するとされているほか、自動車の走行に係る騒音については、環境基準を超える値が見られるものの、排水性舗装の敷設等により環境基準を満足することから、起業者は、本件事業の施行にあたり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるカササギ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているバラタナゴ類、絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ、カゼトゲタナゴ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ、ミゾコウジュ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は鳥栖市教育委員会、小郡市教育委員会及び久留米市教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第１級及び第４種第１級の規格に基づく４車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成19年３月23日に都市計画決定され、平成29年１月24日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、久留米市長を会長とする一般国道３号改良促進期成会より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福岡県久留米市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

福岡県久留米市東合川千出町、東合川七丁目、東合川一丁目、東合川五丁目、東合川二丁目及び東合川三丁目地内

○防衛省告示第百二十三号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月二十三日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年六月一日から令和七年七月三十一日までの間（八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及びの(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度〇四分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒
(キ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒
(ク)　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三三度〇九分二一秒
(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施機関　航空機
その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十四号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月二十三日　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年六月一日から令和七年七月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

実施機関　航空機
その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十五号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月二十三日　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年六月一日から令和七年七月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒
(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒
(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒
(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

実施機関　航空機
その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十六号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月二十三日　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年六月一日から令和七年七月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒、東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を前記中心点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒
(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒
(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒
(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒
(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十七号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月二十三日　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年六月一日から令和七年七月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒
(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒
(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度四五分五二秒
(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月二十三日　防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年六月一日から令和七年七月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇、四八〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒
(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒
(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒
(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機五機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第百五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年五月二十三日

関東地方整備局長　岩崎　幅久

第１　起業者の名称　埼玉県

第２　事業の種類　主要地方道花園本庄線改築工事（埼玉県深谷市後榛沢字北西地内から同市榛沢字児玉地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　埼玉県深谷市後榛沢字北西並びに榛沢字児玉地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「主要地方道花園本庄線改築工事（埼玉県深谷市後榛沢字北西地内から同市榛沢字児玉地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、埼玉県深谷市榛沢新田地内から同県本庄市北堀地内までの延長約3.8㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする主要地方道改築工事及びこれに伴う農業用水路付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「主要地方道花園本庄線改築工事（埼玉県深谷市後榛沢字北西地内から同市榛沢字児玉地内まで）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である埼玉県は、主要地方道花園本庄線（以下「本路線」という。）を道路法第７条の規定による都道府県道に認定し、同法第15条の規定により管理をしている。

また、関連事業の施行に際し必要な水路管理者の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、埼玉県深谷市荒川地内の一般国道140号との接続部を起点とし、同県本庄市西富田地内の一般国道462号との接続部を終点とする延長約14.8㎞の主要地方道であり、上越新幹線の停車駅である本庄早稲田駅や関越自動車道本庄児玉インターチェンジや花園インターチェンジといった交通の要衝へアクセスするための主要な幹線道路である。

本路線が通過する埼玉県深谷市及び同県本庄市は、農業が盛んな地域であり、収穫量が全国順位及び埼玉県内順位上位の農産物が多く生産され、埼玉県深谷市榛沢新田地内から同県本庄市北堀地内までの区間（以下「現道区間」という。）の沿道に存する榛沢野菜集出荷所などから関越自動車道本庄児玉インターチェンジなどを利用して県内外へ出荷されている。

また、現道区間の一部が沿道に存する深谷市立榛沢小学校の通学路にもなっていることなどから、現道区間の地域住民にとって生活上欠かせない道路である。

しかしながら、現道区間において、埼玉県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年埼玉県条例第70号、以下「埼玉県条例」という。）に定める第３種第３級の車線の幅員を満たさない区間及び自転車歩行者道の未整備区間があり、児童・生徒を含む歩行者は路肩の通行を余儀なくされており、車道の幅員が不足している箇所では車両のすれ違い時に、車両が路肩を走行するなど、歩行者の安全な通行が確保されていないほか、現道区間の一部において大型貨物自動車等の車両の通行が規制されていることから、当該区間を通過できない大型貨物自動車等の車両が周辺の生活道路への迂回を余儀なくされている。

さらに、現道区間において冠水による通行止めが発生しており、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間において線形等の良好な道路が整備され、冠水などの発生時における現道区間の機能を補完及び代替することができるとともに、現道区間などの通過交通を分担することにより、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するほか、物流の効率化や広域的な利便性の向上などにも寄与すると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和６年１月に任意で道路の供用による大気質、騒音及び振動等について環境影響調査を実施したところ、大気質、騒音及び振動については環境基準等を満足する予測結果となっている。

このほか、起業者は、本件事業の施工にあたり、大気質、騒音及び振動の保全対策を講じることとしている。

また、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストの絶滅危惧ＩＢ類であるムサシノジュズカケハゼ、絶滅危惧Ⅱ類であるミナミメダカ、準絶滅危惧であるチュウサギ、ハイタカ、ギンイチモンジセセリ、ドジョウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類であるミルフラスコモ、シャジクモ、準絶滅危惧であるコイヌガラシ、ミゾコウジュ、カワヂシャ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は極めて小さいなどと予測されている。

なお、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

加えて、本件事業において工事ヤードを設置しないことなどから地形及び地質や廃棄物等への影響もなく、本件区間の道路構造から主要な眺望点、景観資源及び主要な人と自然との触れ合いの場等への視認性が損なわれないことなどから、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響も生じないとされている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が４箇所存在するが、そのうち、３箇所については既に発掘調査の上で記録保存を含む適切な措置を講じ、残る１箇所については埼玉県教育局から工事に着手して差し支えない旨の回答を受けており、今後、工事施工中に遺構等が確認された場合は、現状を変更することなく、直ちに埼玉県教育局と協議の上、発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体事業は、埼玉県条例による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を現道のバイパスとして整備する事業であり、その事業計画は同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、埼玉県深谷市内については平成21年12月18日に都市計画決定され、令和４年２月25日に変更決定された都市計画と、埼玉県本庄市内については平成21年12月18日に都市計画決定され、平成27年12月18日に変更決定された都市計画と基本的内容について整合しているほか、本体事業の施行方法について、申請案である橋梁の延長が最も短い案、住家が

支障とならない案及び路線延長が最も短い案の３案による検討が行われており、申請案と他の２案を比較すると、申請案は、路線延長が最も長いものの支障物件が最も少なく、施工性に優れており、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

３(1)で述べたように、現道区間は埼玉県条例に規定する車線の幅員を満たさない区間、自転車歩行者道の未整備区間及び大型貨物自動車等の車両の通行が規制されている区間が存在し、冠水による通行止めが行われているため、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できない状況にあり、本件事業により現道区間の機能を補完・代替し、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本庄市長を会長とする県道花園本庄線改良促進期成同盟会から、本件事業の早期整備を強く求められている。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　埼玉県深谷市役所　都市整備部　道路河川課

○近畿地方整備局告示第六十九号

大和川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和四十四年五月二十一日付けで告示された建設省告示第二千七百七十六号を次のように改める。

関係図面のうち、第十七号図及び第十八号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省近畿地方整備局及び同局大和川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

（図面省略）

○中国地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり告示する。

令和七年五月二十三日

中国地方整備局長　林　正道

一　都市計画事業の種類及び名称　防府都市計画道路事業３・３・５号富海大道線及び山口都市計画　道路事業３・２・２号国道二号鋳銭司陶線

二　施行者の名称　国土交通大臣

三　事務所の所在地　山口県防府市国衙一丁目十番二十号（国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所）

四　事業地の所在

収用の部分　山口県防府市大字台道字長尾、堂山、中内山、五島、山ノ口、中平、大平、椎ノ木、長平、西国木峠、国木峠、道ノ上、蔦ヶ谷、江合ケ浴、北道別、南土井山、堤下、先土井山、奥河内及び西奥河内並びに山口市鋳銭司字長尾、西長尾、長沢、笹尾、森ノ下、住吉原、上後山、縄手及び長通地内

使用の部分　無し

○中国地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

中国地方整備局長　林　正道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号及び百八十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
安芸高田市吉田町常友字宮之沖六二六番から同市吉田町常友字宮之沖六二七番一まで	前	二二・七〇～二六・〇〇メートル　〇・〇三九キロメートル
	後	一八・三三～二六・〇〇　〇・〇三九

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第２項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

中国地方整備局長　林　正道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号及び百八十三号	安芸高田市吉田町常友字祖利田郷四七八番一から同市吉田町常友字宮之沖六三九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月二十五日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

五月二十一日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

防衛省設置法等の一部を改正する法律

議案提出

五月二十一日議員から提出した議案は次のとおりである。

自動車盗難対策等の推進に関する法律案（田中健外一名提出）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内より子提出）

議案通知書受領

五月二十一日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

質問書転送

五月二十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

ミミズ堆肥の農業利用および環境負荷軽減に関する質問主意書

水田の持続可能性及び陸稲の活用に関する質問主意書

学校における色覚の一斉検査に関する質問主意書

国民健康保険料に関する質問主意書

議事日程

五月二十二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十六号

令和七年五月二十二日（木曜日）

午後一時開議

第一　譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案（内閣提出）

第二　譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

第三　航空法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

訂正

五月二十一日、政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆法第四号）及び政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆法第五号）の提出者「小泉進次郎外五名」を「大野敬太郎外四名」に訂正する。

参議院

議案付託

五月二十一日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。

労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（石橋通宏外二名発議）（参第七号）

厚生労働委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）

文教科学委員会に付託

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

厚生労働委員会に付託

議決通知

五月二十一日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

また、同日本院は、人事官に川本裕子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、原子力委員会委員に吉橋幸子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、個人情報保護委員会委員長に手塚悟を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、公認会計士・監査審査会委員に宮本佐知子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、預金保険機構理事に田口紀子及び島村英を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、公害等調整委員会委員に中村也寸志及び大瀧敦子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に**榊**原一夫、大草透、岡田美弥子、藤本雅彦及び田渕正朗を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、労働保険審査会委員に増一行を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、労働保険審査会委員に菅野淑子及び齋藤育子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に飯塚敏晃及び本田文子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、社会保険審査会委員に浦野真美子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、原子力規制委員会委員に杉山智之及び神田玲子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

質問主意書提出

五月二十一日議員から次の質問主意書が提出された。

大阪・関西万博の海外パビリオン建設費の未払に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一二五号）

質問主意書転送

五月二十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

元中国大使が中国の法律事務所の特別顧問である可能性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一一九号）

伊豆・小笠原諸島の医療・介護や物価高騰対策に関する質問主意書（吉良よし子提出）（第一二〇号）

法律公布奏上及び通知

五月二十一日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

防衛省設置法等の一部を改正する法律

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理

国務大臣　　村上誠一郎

財務大臣加藤勝信海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　　村上誠一郎

内閣府特命担当大臣加藤勝信海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を命ずる（以上五月二十日）

○農林水産大臣臨時代理

国務大臣　　浅尾慶一郎

内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する（五月二十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、イエメンの統一記念日につき、五月二十一日同国大統領指導評議会議長閣下く御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第１項第１号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第20号）第19条第２項第３号の規定により委任された同法第74条の２第１項第１号の規定に基づき、公示する。

令和７年５月23日

九州産業保安監督部長　　齊藤　　薫

1．名称　株式会社九州エルピー

2．住所　佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4305番地２

3．指定する地域　九州全県

4．指定する区分

(1)　液化石油ガス保安規則第78条第４項において準用する同規則第77条第２項から第４項までに規定する特定施設の保安検査

(2)　一般ガス保安規則第80条第４項において準用する同規則第79条第２項から第４項までに規定する特定施設の保安検査

5．指定年月日　令和７年５月１日

国家試験

令和７年度特定侵害訴訟代理業務試験公告

弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第16条の規定に基づき、令和７年度特定侵害訴訟代理業務試験の施行について、次のとおり公告する。

令和７年５月23日

工業所有権審議会会長　時田　　**隆**仁

1　受験資格

弁理士法施行規則第13条に規定する研修を修了した弁理士

2　試験の内容

民法、民事訴訟法その他弁理士法第２条第６項に定める特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関する事項について、論文式による筆記の方法により行う。

3　試験日時

令和７年10月26日（日曜日）９時30分～17時00分

4　受験地

東京及び大阪

※受験地「東京」は東京都の「大阪」は大阪市の、それぞれ近傍を含む。なお、詳細な試験会場については８月下旬までに特許庁ホームページ及び官報で公告する。

5　受験手続

特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより次の書類等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。

一　受験願書

二　弁理士法施行規則第14条第２項の規定に基づき、日本弁理士会が交付する能力担保研修修了証明書（写し）

三　出願前６か月以内に撮影した、縦4.5cm×横3.5cm（パスポート（旅券）サイズ）の写真（パスポート（旅券）申請に使用する規格とする。受験願書の所定の箇所に貼付すること）

四　7,200円の受験手数料に相当する金額の特許印紙（受験願書の所定の箇所に貼付すること）

6　受験願書の交付

一　郵送による受験願書の請求

令和７年８月12日（火曜日）から令和７年８月29日（金曜日）（必着）までの期間に、封筒の表面に「特定侵害訴訟代理業務試験願書請求」と朱書し、返信用封筒（角形２号（240mm×332mm）に受験願書の送付先を明記したもの）を同封し、次の宛先へ郵送請求すること（返信用封筒に切手は貼らないこと）。

〒100－8915　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号

特許庁総務部秘書課弁理士室試験第二班宛て

二　直接受験願書の交付を受ける場合

日本弁理士会を通じて、令和７年８月12日（火曜日）から令和７年９月５日（金曜日）までの期間に交付する。（ただし、休日・祝日は除く）

当該年度研修修了者は、日本弁理士会を通じて、修了証書と一緒に交付する。

7　受験願書の受付

一　受付期間

令和７年８月25日（月曜日）から令和７年９月５日（金曜日）まで（消印有効）

二　受付方法

封筒の表面に、必ず「特定侵害訴訟代理業務試験受験願書在中」と朱書し、書留又は簡易書留にて次の宛先へ郵送すること。直接持参されたものは受付しない。

〒100―8915　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号

特許庁内　工業所有権審議会会長宛て

8　その他

試験の詳細については、受験願書と同時に交付する受験案内に記載する。

令和７年度特定侵害訴訟代理業務試験に係る委員等

令和７年度特定侵害訴訟代理業務試験に係る委員等について、次のとおり公告する。

令和７年５月23日

工業所有権審議会会長　時田　隆仁

氏　名	担当科目
井上　周一	事例問題１
川岸　弘樹	事例問題１
小林　英了	事例問題１
速見　禎祥	事例問題１
本多　広和	事例問題１
松山　智恵	事例問題１
井﨑　康孝	事例問題２
乾　　裕介	事例問題２
井上　裕史	事例問題２
奥村　直樹	事例問題２
上村　哲史	事例問題２
塩田千恵子	事例問題２
太田　昌孝	
杉浦　正樹	

令和７年度放射線取扱主任者試験の施行について

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。）第34条の規定に基づき、第１種放射線取扱主任者試験（以下「第１種試験」という。）及び第２種放射線取扱主任者試験（以下「第２種試験」という。）の施行に関し、次のとおり公告する。

令和７年５月23日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

1　試験の日時及び試験課目

⑴　第１種放射線取扱主任者試験

年月日	時　間	試験課目
令和７年８月27日（水曜日）	10時00分から11時15分まで	放射性同位元素等の規制に関する法律に関する課目（※）
	13時00分から14時40分まで	第一種放射線取扱主任者としての実務に関する課目（施行規則別表第二に掲げる第一種放射線取扱主任者試験の課目第二号）
	15時30分から17時20分まで	物理学のうち放射線に関する課目
令和７年８月28日（木曜日）	10時00分から11時50分まで	化学のうち放射線に関する課目
	13時30分から15時20分まで	生物学のうち放射線に関する課目

（※）令和７年４月１日現在施行されているものについて出題する。

⑵　第２種放射線取扱主任者試験

年月日	時　間	試験課目
令和７年８月29日（金曜日）	10時00分から11時15分まで	放射性同位元素等の規制に関する法律に関する課目（※）
	13時00分から14時15分まで	第二種放射線取扱主任者としての実務に関する課目（施行規則別表第二に掲げる第二種放射線取扱主任者試験の課目第二号）
	15時00分から17時00分まで	物理学のうち放射線に関する課目 化学のうち放射線に関する課目 生物学のうち放射線に関する課目

（※）令和７年４月１日現在施行されているものについて出題する。

2　試験地及び試験場所

試験地	試　験　場　所
札幌会場	北海学園大学 北海道札幌市豊平区旭町４丁目１番40号
東京会場	大正大学 東京都豊島区西巣鴨３丁目20番１号
名古屋会場	星城大学 愛知県東海市富貴ノ台２丁目172番地
大阪会場	大阪大学 大阪府豊中市待兼山町１―16
福岡会場	九州大学 福岡県福岡市西区元岡744番地

（注）試験場所は、施設の都合等により変更となる場合がある。

3　受験の申込期間　令和７年５月26日（月曜日）から令和７年６月25日（水曜日）まで。

4　試験の実施に関する業務を行う者　この試験は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第35条第２項及び第３項の規定に基づき登録試験機関として登録した下記の者が行うものとする。

公益財団法人原子力安全技術センター

東京都文京区白山５丁目１番３―101号

5　受験手続　受験の手続は、次のとおりとする。

⑴　試験を受けようとする者は、申込期間中に公益財団法人原子力安全技術センターのホームページから申込むこと。

申込みにあたっては、写真（受験申込前１年以内に脱帽、無背景、正面向、上半身を撮影したもので受験者本人であることが明瞭にわかるもの。）のデータを添付する。

⑵　所定の受験料（第１種試験19,800円、第２種試験14,124円）を、次のいずれかの方法で納付すること。

イ　クレジットカード支払い

ロ　コンビニエンスストア支払い

ハ　ペイジー支払い

⑶　受験申込みをした現住所等に変更が生じたときは、公益財団法人原子力安全技術センターのホームページから変更すること。

6　問合せ先

登録試験機関

公益財団法人原子力安全技術センター

放射線安全センター　主任者試験グループ

電話番号　03―3814―7480

7　合格者の発表　公益財団法人原子力安全技術センターのホームページにて合格者の受験番号を発表する。また、試験に合格した者に対し、放射線取扱主任者試験合格証を交付するとともに、その氏名を官報で公告する。

8　その他　試験の日時、試験地、試験場所、申込期間等は天災地変などの都合により変更となる場合があり、また、試験を中止する場合もある。

一部の地域において、天災地変又は公共交通機関の運転停止等により受験できない者が発生した場合でも、当該者に対する再試験は原則として実施しない。

公　　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人山本昇の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年５月23日　　京都地方法務局

司法書士法人懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第48条第１号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和７年５月23日　　法務大臣　鈴木　馨祐

記

名称　司法書士法人はたの法務事務所
所属する司法書士会　東京司法書士会
法人番号　11―00134
主たる事務所の所在地　東京都杉並区荻窪五丁目16番12号荻窪ＮＫビル５階

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月23日

東北地方整備局長　西村　　拓

1　処分をした年月日　令和７年４月25日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東北ヒノデサービス販売株式会社　黒髪　俊広　福島県郡山市並木５―15―９　国土交通大臣許可（般―03）第28453号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和７年４月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２０９２号
東京都渋谷区桜丘町14番６号
清算株式会社　株式会社アクアプラス
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第６号
岡山県笠岡市入江114番地の１
清算株式会社　株式会社ＭＹ企画
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所倉敷支部

令和７年（ヒ）第１００２号
福岡県糸島市前原駅南１丁目26番11号
清算株式会社　日食システム株式会社
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

管 理 命 令

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００６号
愛知県あま市中萱津出口１番地
清算株式会社　株式会社望月インターナショナル
代表清算人　伊藤　秀夫

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十四日

掲載頁　九十九頁（号外第一〇六号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十三日

山形県米沢市窪田町小瀬三三一番地一五

（甲）米沢精密株式会社

代表取締役　武田　　淳

仙台市青葉区中央三丁目三番二〇号

（乙）株式会社７７ＰＥ３

代表取締役　京野　卓也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

東京都中央区勝どき六丁目三番二―五二一八号

（甲）ＴＧ　＆　Ｃｏｍｐａｎｙ合同会社

代表社員　郷治　友孝

東京都中央区勝どき六丁目三番二―五二一八号

（乙）ＴＧ＆Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ合同会社

代表社員　郷治　友孝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月三十日

掲載頁　五十九頁（号外第二五四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月三十日

掲載頁　九十二頁（号外第九十七号）

令和七年五月二十三日

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号

（甲）ｆａｖ　ｈｏｓｐｉｔａｌｉｔｙ　ｇｒｏｕｐ株式会社

代表取締役　緒方　秀和

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号

（乙）ミッドインホテル株式会社

代表取締役　淺井　佳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.gaitame.com

（乙）https://www.moneypartners-group.co.jp/

令和七年五月二十三日

東京都港区東新橋二丁目八番一号

（甲）株式会社外為どっとコム

代表取締役　竹内　淳

東京都港区六本木三丁目二番一号

（乙）株式会社マネーパートナーズグループ

代表取締役　竹内　淳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月二十三日

掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月二十三日

掲載頁　三頁

令和七年五月二十三日

東京都中央区東日本橋三丁目四番一〇号

（甲）リライフメンテホールディングス株式会社

代表取締役　山本　融

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号

（乙）ＲＴＨＤ株式会社

代表取締役　井口　智広

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

東京都港区高輪三丁目一〇番一八―一〇二号

（甲）合同会社スプリング

代表社員　藤井良太郎

東京都港区高輪三丁目一〇番一八―一〇二号

（乙）合同会社藤井

代表社員　藤井良太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は、令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ずに決定しております。又、乙及び丙は各会社の株主総会の承認決議（乙、丙とも会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和七年四月十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十六日

掲載頁　六十一頁（号外第六十五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇四頁（号外第八十一号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月三日

掲載頁　六十七頁（号外第七十六号）

令和七年五月二十三日

東京都小平市小川東町三丁目一番一号

（甲）ブリヂストンタイヤソリューションジャパン株式会社

代表取締役　久米　伸吾

東京都小平市小川東町三丁目一番一号

（乙）ブリヂストンモーターサイクルタイヤ株式会社

代表取締役　佐藤　潤

東京都江東区東雲二丁目一一番一五号

（丙）ブリヂストン建設タイヤ販売株式会社

代表取締役　仁保　滋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月一日

掲載頁　四頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月一日

掲載頁　四頁

令和七年五月二十三日

東京都港区西新橋三丁目一番八号

（甲）ＮＨＮ　ｃｏｍｉｃｏ株式会社

代表取締役　丁　佑鎭

東京都港区西新橋三丁目一番八号

（乙）ＮＨＮ　Ｓｔｕｄｉｏ　ｃｏｍｉｃｏ株式会社

代表取締役　丁　佑鎭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月十四日

掲載頁　二頁

令和七年五月二十三日

東京都港区赤坂九丁目七番一号

（甲）株式会社ＧＸホールディングス

代表取締役　伊藤　駿

東京都台東区上野七丁目七番七号

（乙）神洲通商株式会社

代表取締役　弓長　自強

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十二日

掲載頁　一一九頁（号外第一〇四号）

令和七年五月二十三日

東京都練馬区高野台一丁目一二番一八号

（甲）株式会社丸金

代表取締役　高岡　隆裕

東京都練馬区高野台一丁目一二番一八号

（乙）株式会社関東デリカフーズ

代表取締役　高岡　隆裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　二頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十一日
掲載頁　五十二頁（号外第八十二号）

令和七年五月二十三日
東京都千代田区神田須田町一丁目九番地
（甲）株式会社ファクトリージャパングループ　代表取締役　髙橋　健介
東京都千代田区神田須田町一丁目九番地
（乙）株式会社ビジョナリー・ライズ　代表取締役　髙橋　健介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　千葉日報
掲載の日付　令和七年二月十七日
掲載頁　十七頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月十七日
掲載頁　七十六頁（号外第三十一号）

令和七年五月二十三日
東京都千代田区二番町九番地三
（甲）株式会社Ｐｒｉｎｃｅｓｓ　Ｈｉｍｅ　Ｓｕｉｔｅ　代表取締役　香川由紀乃
東京都港区高輪一丁目二七番三七―四六〇四号
（乙）株式会社ＳＯＹｂｅｅ　代表取締役　香川由紀乃

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

甲は会社法第七九六条第二項の規定に基づき、乙は同第七八四条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を行うことを決定しております。また、甲は、乙の全株式を保有しておりますので、この吸収合併に際して株式、金銭等の交付は行わず、資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十七日
掲載頁　五十二頁（号外第六十七号）

令和七年五月二十三日
東京都中央区銀座七丁目五番五号
（甲）株式会社資生堂　代表執行役　藤原憲太郎
東京都中央区銀座七丁目十七番十五号
（乙）株式会社エトバス　代表取締役　梶谷　匡均

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年二月二十五日
掲載頁　二頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月十九日
掲載頁　一〇五頁（号外第一四七号）

令和七年五月二十三日
東京都港区赤坂九丁目七番二号
（甲）インフォコムホールディングス株式会社　代表取締役　坂本　篤彦
東京都港区赤坂九丁目七番二号
（乙）株式会社アムタス　代表取締役　児玉　隆士

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月二十八日
掲載頁　六十一頁（号外第九十五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月三日
掲載頁　六十九頁（号外第七十六号）

令和七年五月二十三日
東京都新宿区西新宿三丁目七番一号
（甲）日本ロレアル株式会社　代表取締役　ジャンピエール・シャリトン
東京都渋谷区神宮前四丁目八番二号
（乙）イソップ・ジャパン株式会社　代表取締役　リアド・ジラス

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年六月二十六日に予定しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月二十六日
掲載頁　七十八頁（号外第一五三号）

令和七年五月二十三日
東京都港区三田一―四―二八
（甲）ブティックス株式会社　代表取締役　新村　祐三
東京都港区三田一―四―二八
（乙）株式会社リアライブ　代表取締役　新村　祐三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十日
掲載頁　七十頁（号外第一一〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十日
掲載頁　六十五頁（号外第一一〇号）

令和七年五月二十三日
東京都港区芝浦四丁目九番二五号
（甲）株式会社ジャパン・リリーフ　代表取締役　橋本　健生
福岡市中央区天神四丁目六番七号
（乙）株式会社ジャパン旅客サービス九州　代表取締役　橋本　健生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.alumite.co.jp/
（乙）https://www.san-ei.org/
令和七年五月二十三日
神奈川県川崎市川崎区桜本二丁目四四番一号
（甲）理研アルマイト工業株式会社　代表取締役　上野　翼
山形県山形市鋳物町三六番地
（乙）株式会社サンエー　代表取締役　上野　翼

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月十四日
掲載頁　六十二頁（号外第三十号）
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年二月十四日
掲載頁　九頁

令和七年五月二十三日
神奈川県大和市中央林間七丁目一〇番一号
三機大和ビル六階
（甲）シバントス株式会社　代表取締役　申　東一
東京都港区浜松町二丁目六番二号
（乙）ワイデックス株式会社　代表取締役　金沢　英明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月二十四日

掲載頁　一一二頁（号外第十四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月二十四日

掲載頁　一〇九頁（号外第十四号）

令和七年五月二十三日

山梨県中央市西花輪三六八四番地三

（甲）株式会社アグリサイト

代表取締役　田中　進

山梨県北杜市武川町山高三五六七番地一九

四　（乙）アグリビジョン株式会社

代表取締役　田中　進

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年九月二十四日

掲載頁　六十九頁（号外第二二二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年九月十九日

掲載頁　八十二頁（号外第二一九号）

令和七年五月二十三日

長野市大字稲葉字上千田沖三一八番地

（甲）株式会社インテージテクノスフィア

代表取締役　酒井　和子

東京都西東京市谷戸町二丁目一四番一一号

（乙）株式会社データエイジ

代表取締役　秦　一雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　五十八頁（号外第一〇三号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十三日

愛知県半田市青山二丁目二〇番地の七

（甲）株式会社セントラルグループ本社

代表取締役　杉江　伸

愛知県半田市青山二丁目二〇番地の七

（乙）有限会社アネックス・ピア・ファイブ

代表取締役　杉江　伸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　名古屋市において発行する、中部経済新聞

掲載の日付　令和七年四月十一日

掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　名古屋市において発行する、中部経済新聞

掲載の日付　令和七年四月十一日

掲載頁　三頁

令和七年五月二十三日

名古屋市瑞穂区洲雲町四丁目七一番地

（甲）サンライズホールディングス株式会社　代表取締役　和久田修志

名古屋市瑞穂区洲雲町四丁目七一番地

（乙）株式会社ウイング

代表取締役　和久田修志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　名古屋市において発行する、中部経済新聞

掲載の日付　令和七年四月三十日

掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　中部経済新聞

掲載の日付　令和七年四月三十日

掲載頁　三頁

（丙）掲載紙　中部経済新聞

掲載の日付　令和七年四月三十日

掲載頁　三頁

令和七年五月二十三日

名古屋市瑞穂区洲雲町四丁目七一番地

（甲）三和商事株式会社

代表取締役　和久田修志

名古屋市昭和区福江一丁目一二番五号

（乙）株式会社常磐精機

代表取締役　和久田修志

岐阜県羽島郡岐南町平成一丁目一一一番地

（丙）株式会社石田商会

代表取締役　和久田修志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月一日

掲載頁　一六二頁（号外第一五八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月一日

掲載頁　一四三頁（号外第一五八号）

令和七年五月二十三日

愛知県豊田市竜神町東名三二番地

（甲）株式会社シーエーエー

代表取締役　齋藤　啓太

岩手県紫波郡紫波町北日詰字牡丹野二七〇番地　（乙）株式会社シーエーエー東北

代表取締役　齋藤　啓太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月二十二日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月二十二日

掲載頁　二頁

令和七年五月二十三日

大阪府豊中市桜の町三丁目三番七号

（甲）株式会社優勝

代表取締役　吁　枚

大阪府豊中市上野東三丁目五―二一

（乙）株式会社楽勝

代表取締役　吁　枚

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十六日

掲載頁　八十九頁（号外第一〇八号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十三日

大阪市西区南堀江三丁目一四番六号

（甲）株式会社末廣商事

代表取締役　末廣　俊雄

大阪市西区南堀江三丁目一四番六号

（乙）スエヒロ興産有限会社

取締役　末廣　俊雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月八日

掲載頁　一六五頁（号外第一〇二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月八日

掲載頁　一六三頁（号外第一〇二号）

令和七年五月二十三日

奈良県吉野郡吉野町大字新子三一七番地

（甲）株式会社桶谷ホールディングス

代表取締役　桶谷　晃弘

奈良市東九条町一二七番地の一

（乙）株式会社あづま

代表取締役　好村　真一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月八日

掲載頁　一六三頁（号外第一〇二号）

令和七年五月二十三日

奈良市大宮町六丁目九番地の六ａｘｅ大宮三〇一号

（甲）株式会社創征社

代表取締役　前田　純香

奈良市大宮町六丁目九番地の六ａｘｅ大宮三〇一号

（乙）株式会社ＯＢＪＥ　ＧＲＯＵＰ

代表取締役　前田　純香

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月三十一日

掲載頁　六十五頁（号外第二五六号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十三日

福岡市東区多の津一丁目一二番二号

（甲）株式会社トライアルゴルフ＆リゾート　代表取締役　牧草　光一

福岡市東区多の津一丁目一二番二号

（乙）株式会社トライアル九重管理

代表取締役　牧草　光一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十六日

掲載頁　一〇二頁（号外第一〇八号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十三日

福岡市博多区博多駅中央街五番一四号

（甲）博多ステイションフード株式会社

代表取締役　佐々木洋子

福岡市博多区御供所町三番二九号

（乙）有限会社ＦＹ企画

代表取締役　佐々木洋子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.kosaido-biz.co.jp/

令和七年五月二十三日

宮城県仙台市若林区舟丁一八番地の二

（甲）株式会社中広ワークイン

代表取締役　若松　英洋

東京都港区芝浦一丁目二番三号シーバンスＳ館一三階

（乙）株式会社広済堂ビジネスサポート

代表取締役　鉢呂　耕一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の保険代理店事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.hokenmarket.net

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月八日

掲載頁　二頁

令和七年五月二十三日

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

（甲）イオン保険サービス株式会社

代表取締役　**角**谷　修一

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

（乙）株式会社サビアコーポレーション

代表取締役　大築　照樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理運営事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十九日

掲載頁　七十頁（号外第一〇九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十九日

掲載頁　六十八　頁（号外第一〇九号）

令和七年五月二十三日

千葉県柏市光ケ丘二丁目二三番七三号

（甲）株式会社ＹＩホールディングス

代表取締役　柚木　淑華

東京都台東区谷中三丁目一三番一八号

ＹａｋｕｂｏＨｏｕｓｅ

（乙）株式会社訳坊

代表取締役　柚木　淑華

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＦＸ取引（外国為替証拠金取引）に係る事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので、公告します。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.gaitame.com

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月十七日

掲載頁　八十九頁（号外第一六九号）

令和七年五月二十三日

東京都港区東新橋二丁目八番一号

（甲）株式会社外為どっとコム

代表取締役　竹内　淳

東京都港区六本木三丁目二番一号

（乙）株式会社マネーパートナーズ

代表取締役　宇留野真澄

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のコスト適正化事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十三日

東京都港区東新橋一丁目一番一九号

（甲）株式会社アクトプロ

代表取締役　大原　正義

東京都港区東新橋一丁目一番一九号

（乙）株式会社アクトプロホールディングス

代表取締役　新谷　学

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の屋外広告業及び建設業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　七〇頁（号外第八十八号）

令和七年五月二十三日

東京都中央区東日本橋三丁目七番一二号

（甲）株式会社ＢＩＫＯ

代表取締役　平木　達人

東京都中央区東日本橋三丁目七番一二号

（乙）株式会社備広

代表取締役　平木　達人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の岩手県奥州市江刺田原字根木町二四七番八五他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ブルーインフラ１４号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス１４号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

（乙）ソーラーペタル合同会社

代表社員　ソーラーペタルホールディングス一般社団法人

職務執行者　出澤　貴人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の水力発電（工事計画、施工管理及び電気工事設計）事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.global.toshiba/jp/outline/energy/epub.html

（乙）https://www.toshiba-tpsc.co.jp/

令和七年五月二十三日

神奈川県川崎市幸区堀川町七二番地三四

（甲）東芝エネルギーシステムズ株式会社

代表取締役　島田　太郎

神奈川県川崎市幸区堀川町七二番地三四

（乙）東芝プラントシステム株式会社

代表取締役　小西　崇夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号　（甲）尾張トレーディング合同会社

代表社員　伊藤　学

東京都中央区日本橋室町一丁目一一番一二号日本橋水野ビル七階

（乙）合同会社ガネーシャ

代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号　（甲）尾張トレーディング合同会社

代表社員　伊藤　学

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階

（乙）合同会社カーリー

代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号　（甲）尾張トレーディング合同会社

代表社員　伊藤　学

東京都港区新橋四丁目一四番一号新橋ＡＵＮＢＬＤＧ四階

（乙）合同会社ラクシュミー

代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ウイング（乙、住所名古屋市瑞穂区洲雲町四丁目七一番地）の陶器事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　名古屋市において発行する、中部経済新聞

掲載の日付　令和七年四月三十日

（乙）掲載紙　名古屋市において発行する、中部経済新聞

掲載の日付　令和七年四月十一日

掲載頁　三頁

令和七年五月二十三日

名古屋市瑞穂区洲雲町四丁目七一番地

三和商事株式会社

代表取締役　和久田修志

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社エムズプランニング（乙、住所名古屋市西区児玉三丁目二七番三号）の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月二十八日

掲載頁　七十四頁（号外第四十一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月二十八日

掲載頁　七十五頁（号外第四十一号）

令和七年五月二十三日

名古屋市西区児玉三丁目七番二一号

児玉興業株式会社

代表取締役　松田まり子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の仕入、管理事業及び法人に対する販売業務に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.1st-stage.co.jp/publicnotice/

令和七年五月二十三日

大阪市北区梅田三丁目三番二〇号明治安田生命大阪梅田ビル二二階

（甲）株式会社ファーストステージディベロップメント

代表取締役　杉本　篤志

大阪市北区梅田三丁目三番二〇号明治安田生命大阪梅田ビル二二階

（乙）株式会社ファーストステージ

代表取締役　本田　誠二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙のアーカイブ事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月六日

掲載頁　六十四頁（号外第一三六号）

令和七年五月二十三日

大阪府東大阪市川俣一丁目一四番三〇号

（甲）株式会社ヤマタネドキュメントマネジメント

代表取締役　長谷川　洋

大阪市福島区海老江一丁目一番三一号

（乙）阪急阪神エステート・サービス株式会社

代表取締役　大崎　健一

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社トライアルカンパニー（乙、住所福岡市東区多の津一丁目一二番二号）の株式会社トライアル九重管理の管理事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月三十一日

掲載頁　六十九頁（号外第二五六号）

（乙）https://trial-holdings.inc

令和七年五月二十三日

福岡市東区多の津一丁目一二番二号

株式会社トライアルリアルエステート

代表取締役　矢野　定利

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社トライアルカンパニー（乙、住所福岡市東区多の津一丁目一二番二号）の西港の不動産開発事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月三十一日

掲載頁　六十九頁（号外第二五六号）

（乙）https://trial-holdings.inc

令和七年五月二十三日

福岡市東区多の津一丁目一二番二号

株式会社トライアルリアルエステート

代表取締役　矢野　定利

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社トライアルカンパニー（乙、住所福岡市東区多の津一丁目一二番二号）の研修所、社員寮等の全社的な資産の管理事業に関して有する権利義務の一部を承継することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）https://trial-holdings.inc

令和七年五月二十三日

福岡市東区多の津一丁目一二番二号

株式会社トライアルホールディングス

代表取締役　永田　洋幸

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社札幌明食ミート（札幌市白石区北郷四条三丁目五番二五号）に対して当社が営む精肉の加工、製造及び販売事業並びに移動販売車等のリース業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十三日

札幌市白石区北郷四条三丁目五番二五号

有限会社札幌明食ミート

代表取締役　田嶋　祐介

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社魯はん（住所秋田県大館市字桂城四〇番地）に対して当社の飲食業（ただし、店名魯はんに関するものに限る）に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十三日

秋田県大館市字桂城八番地の四

有限会社大鵬

代表取締役　小山田一則

新設分割公告

当社は新設分割により新設する株式会社新ピーアンドエム（住所東京都中央区日本橋浜町一丁目一番一二号）に対して当社が営む一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月十四日

掲載頁　二頁

令和七年五月二十三日

東京都中央区日本橋浜町一丁目一番一二号

株式会社ピーアンドエム

代表取締役　泰道　真也

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＣＩｄｅｎｔｉｔｙ（住所東京都中央区日本橋箱崎町二四番一号）に対して当社の新規事業開発本部の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社は会社法第八〇五条に基づき、株主総会の承認決議を経ずに新設分割することを決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月四日

掲載頁　二頁

令和七年五月二十三日

東京都中央区日本橋箱崎町二四番一号

株式会社シーエーシー

代表取締役　佐別當宏友

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＳＴＲＡＡＬ（住所滋賀県大津市雄琴三丁目七番二〇号）に対して当社の美容室の経営に関する事業に係る権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十四日

掲載頁　一〇六頁（号外第一〇六号）

令和七年五月二十三日

滋賀県大津市雄琴三丁目七番一号

株式会社オオミ

代表取締役　近江　哲世

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社智剣（住所兵庫県丹波篠山市黒岡三一六番地一〇）に対して、当社の整骨院運営及び通所介護運営事業並びにその付帯関連事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十五日

掲載頁　五十六頁（号外第九十四号）

令和七年五月二十三日

兵庫県丹波篠山市黒岡三一六番地一〇

機能訓練株式会社

代表取締役　西　**英紀**

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

埼玉県さいたま市浦和区木崎二丁目一六番三号

合同会社ＴＳＵＭＵＧＩ

代表社員　川嶋　由起

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することに致しました。組織変更後の商号はＭｚストラテジー株式会社であり、効力発生日は令和七年七月一日とします。これに異議のある債権者は、令和七年六月三十日までにお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

合同会社Ｍ＆Ｐａｒｔｎｅｒｓ

代表社員　村上　周一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ネクストワークとします。

効力発生日は令和七年七月一日であり、当社の総社員の同意の取得は、令和七年五月一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五―六〇九号

合同会社ネクストワーク

代表社員　高橋　善之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、組織変更後の商号は株式会社ナガサワとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

神奈川県横須賀市大滝町二丁目二一番地

合資会社長沢カバン店

代表社員　長澤　隆男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十五日であり、組織変更後の商号は株式会社ふたつめとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

静岡県田方郡函南町間宮八六〇番地の二

合同会社ふたつめ

代表社員　野村　直生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和七年六月二十四日であり、組織変更後の商号は株式会社リ・ブルームとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

愛知県豊橋市西幸町字浜池三三三―九豊橋サイエンスコア一〇九

合同会社リ・ブルーム

代表社員　田中真希子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

大阪市中央区北久宝寺町二丁目六番一〇号

フリーダム合同会社

代表社員　丁　倩　青

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

大阪市西区新町一丁目二番一三号

合同会社エムテック

代表社員　瀧川　正則

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万四千四百六十八円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月十一日

掲載頁　十三頁

令和七年五月二十三日

札幌市北区北二十一条西十二丁目二北大ビジネススプリング

大熊ダイヤモンドデバイス株式会社

代表取締役　星川　尚久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.cashew.co.jp

令和七年五月二十三日

埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目四〇七番地一

カシュー株式会社

代表取締役　戸次　強

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億九千十四万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十三日

東京都千代田区大手町一丁目九番二号

ＭＳＤ企業投資Ａ号株式会社

代表取締役　祖父江慧太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千百六十八万四千九百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月二十三日

東京都墨田区錦糸一丁目二番一号

ＡＩＡＩグループ株式会社

代表取締役社長　貞松　成

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十三日

東京都練馬区高松五丁目一九番三四号

有限会社ヴァン

代表取締役　新井　功一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五十万円減少し、九百五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、株主総会の決議は令和七年四月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://socra.online

令和七年五月二十三日

東京都千代田区六番町一三番地四

株式会社ソクラ

代表取締役　土屋　直也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十三日

東京都千代田区神田須田町一丁目一六番地

ＲＡＸＡ神田須田町四階

株式会社丸富ホールディングス

代表取締役　設樂　英孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億千百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　五十五頁（号外第八十八号）

令和七年五月二十三日

東京都目黒区目黒一丁目四番一六号目黒Ｇビル五Ｆ

株式会社フィオクラブ

代表取締役　長澤　拓也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億三千四百五十万五千円減少し六千五百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十三日

東京都港区南青山一丁目一番一号

株式会社ＳＯＬＩＡ

代表取締役　西口　征郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億六千二百五十万一千二百二十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　九十七頁（号外第七十二号）

令和七年五月二十三日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階

株式会社ブリングアウト

代表取締役　中野　慧

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五百二十八万三千八百九十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十三日

掲載頁　一一六頁（号外第一〇五号）

令和七年五月二十三日

東京都渋谷区代々木三丁目三一番一二号

株式会社おてつたび

代表取締役　櫻井　里菜（永岡　里菜）

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千三百八十八万三千三百二十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月二十九日

掲載頁　五十七頁（号外第二七九号）

令和七年五月二十三日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号

株式会社多角形

代表取締役　前野　龍三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八三四九万七五七〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十三日

東京都墨田区菊川三丁目三番四―一〇四号

ｃｏｏｌ―ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　柿沼　寛之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億六千万三千九百八十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十七日

掲載頁　七十五頁（号外第八十七号）

令和七年五月二十三日

東京都新宿区市谷田町三丁目八番市ヶ谷科学技術イノベーションセンタービル二Ｆ

Ｇｌｏｂａｌ　Ｖａｓｃｕｌａｒ株式会社

代表取締役　尾藤　健太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億三千万円減少させ、八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十四日

掲載頁　一〇二頁（号外第一〇六号）

令和七年五月二十三日

東京都北区浮間二丁目四番七号

株式会社シルキー・アクト

代表取締役　阿部　力

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十二億一千六百九万五千四百九十四円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十四日であり、株主総会の決議は、令和七年五月二十三日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十六日

掲載頁　九十頁（号外第一〇八号）

令和七年五月二十三日

東京都港区新橋六丁目一一番八号ＰＯＲＴ　ＯＮＥＳＨＩＭＢＡＳＨＩ　三Ｆ

Ａ'ａｌｄａ Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　奥田　昌道

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百万円減少させ、八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月十三日

掲載頁　九十頁（号外第二十九号）

令和七年五月二十三日

横浜市旭区今宿一丁目五一番一五号

横浜マテリアル株式会社

代表取締役　舘野　行義

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千五百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十三日

福井県坂井市三国町黒目二一―一番地

ＵＡＣＪ山一アルミ缶リサイクル株式会社

代表取締役社長　坂野　公則

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

長野県茅野市塚原二丁目四番三号

合同会社ナンシントレーディング

代表社員　金子　好成

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十二日

掲載頁　一二二頁（号外第一〇四号）

令和七年五月二十三日

岐阜市八代二丁目七番一九号

株式会社木の国

代表取締役　遠藤　雅樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千万円減少させ、八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十四日

掲載頁　一〇二頁（号外第一〇六号）

令和七年五月二十三日

名古屋市南区豊二丁目三二番一七号

株式会社トラスト

代表取締役　可児　俊丈

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百二十五万円減少し八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十九日

掲載頁　六十二頁（号外第一〇九号）

令和七年五月二十三日

滋賀県彦根市大藪町二四二九番地

株式会社トライワーク彦根

代表取締役　井戸　剛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

京都府舞鶴市字魚屋二五二番地四

池内作業受託合同会社

代表社員　嵯峨根秀樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億五千万円減少し八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月十三日

掲載頁　九十六頁（号外第二十九号）

令和七年五月二十三日

大阪市北区南森町一丁目二番二八号

株式会社フジプラス

代表取締役　井戸　剛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十万円減少し八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十九日

掲載頁　六十一頁（号外第一〇九号）

令和七年五月二十三日

大阪市北区南森町一丁目二番二八号

株式会社フジプラス・ワン

代表取締役　井戸　剛

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とする株式会社吉田工務店との株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十三日

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤二二〇九番地

株式会社ピッコロ

代表取締役　吉田　眞一

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十一億六千五百十万四百十五円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年六月二十六日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月二十三日

東京都中央区日本橋二丁目一一番二号

株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス

代表取締役　大高　敦

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六百四十九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kentaku-leasing.co.jp

令和七年五月二十三日

東京都港区港南二丁目一六番一号

大東建託リーシング株式会社

代表取締役　川原　栄司

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九億円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年六月二十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月二十三日

神奈川県横浜市港北区綱島東二丁目六番三三号

リーダー電子株式会社

代表取締役　長尾　行造

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十三日

岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉一一三五番地

株式会社ＬｉｆｅＴｅｃｈホールディングス

代表取締役　福島　康貴

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とするシンヨウ観光株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　五十八頁（号外第一〇三号）

令和七年五月二十三日

愛知県半田市青山二丁目二〇番地の七

株式会社セントラルグループ本社

代表取締役　杉江　伸

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とする株式会社コンコルド羽島及び株式会社ＫＡＮＩ・７２０との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月十六日

掲載頁　九十頁（号外第一〇八号）

令和七年五月二十三日

長崎市光町五番二〇号　重松ＨＤ株式会社

代表取締役　重松　恒明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十二億二千三百八十八万七千七百十二円、資本準備金の額を二十二億二千三百八十八万七千七百十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年一月七日

掲載頁　二頁

令和七年五月二十三日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号

株式会社Ｓａｌｅｓ　Ｍａｒｋｅｒ

代表取締役　小笠原羽恭

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億二万五千円、資本準備金の額を七億九千九百九十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　二頁

令和七年五月二十三日

愛知県春日井市神領町二丁目二二番地四

シンヨウ観光株式会社

代表取締役　杉江　伸

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億五千二百六十五万千四百十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十六日

掲載頁　九十頁（号外第一〇八号）

令和七年五月二十三日

長崎市光町五番二〇号　重松ＨＤ株式会社

代表取締役　重松　恒明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十二億二千三百八十八万七千七百十二円、資本準備金の額を二十二億二千三百八十八万七千七百十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月七日

掲載頁　二頁

令和七年五月二十三日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号

株式会社Ｓａｌｅｓ　Ｍａｒｋｅｒ

代表取締役　小笠原羽恭

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億二万五千円、資本準備金の額を七億九千九百九十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十三日

東京都港区赤坂九丁目七番一号

株式会社ＧＸホールディングス

代表取締役　伊藤　駿

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億六千万円、資本準備金の額を十四億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月二十四日

掲載頁　五十七頁（号外第一七六号）

令和七年五月二十三日

東京都港区芝浦一丁目一番一号

コニカミノルタＲＥＡＬＭ株式会社

代表取締役　三賀　剛

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年六月十日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年六月三十日を引受けの申込期日とする募集株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年五月二十三日

京都市中京区三条通室町西入衣棚町四五番地

株式会社ちきりや

代表取締役　米内　政明

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十三日

栃木県矢板市片俣五三一―二

栃木共同アセチレン株式会社

代表取締役社長　小池　英夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十三日

静岡県駿東郡長泉町東野字八分平五〇番地の一八

永倉精麦株式会社

代表取締役　永倉　英彦

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社ＡＣを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年七月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月二十三日

大阪府高石市取石五丁目二番四〇号

南海ケータリングサービス株式会社

代表取締役　宮本　聡

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億九千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/aia4tmkup3

令和七年五月二十三日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　ＧＲＥＦ　Ｊａｐａｎ２特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/aia6tmke59

令和七年五月二十三日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　ＡＣＲＥＦ　ＯＳＬ特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十三億六千六百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十四日

掲載頁　四十八頁（号外第六十一号）

令和七年五月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号鉄鋼ビルディング四階

Ｔｏｋｙｏ２０特定目的会社

取締役　山本　祐紀

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

http://www.web-koukoku.net/n/tmk/011630/tmko011630.htm

令和七年五月二十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

オパール・ティー特定目的会社

取締役　増渕　俊介

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00021

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ジーナイン・ジャパン・フォー特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億千九百七十三万八千二百八十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000606/7ay6/

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＡＰ　ＪＮＭＴ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億三千七百五十八万四百三十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000743/c9q5/

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＡＰ　ＪＮＲＰ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億六千五百五万三千四十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000612/9ci5/

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九億三千百九十二万九千七百六十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001050/c37g/

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ２特定目的会社

取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億六千四百六十七万九千八百四十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001123/38sv/

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ３特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億千七百五十四万八千九百一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001170/3a7v/

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ４特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四千七百九万九百六十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001369/vr96/

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ５特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千六百八十七万千百十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001083/a8b9/

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六千五百七十六万八千二百五十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001363/c4o6/

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ１０特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二千百十六万千八百七十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001407/2nm7/

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ１１特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千六百七十七万五千九百七十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001285/d8k9/

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ２特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資五千六百七十七万五千九百七十六口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年六月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ２特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四千十三万四千三百九十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001286/u9y4/

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ３特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資四千十三万四千三百九十八口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年六月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ３特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二千九百十四万二千四百九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001287/kp67/

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ４特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二千九百十四万二千四百九口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年六月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ４特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九千三百九十五万二千七百五十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001352/x87y/

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ７特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資九千三百九十五万二千七百五十一口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年六月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ７特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千二百三十一万九千六百一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001362/st64/

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ８特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三千二百三十一万九千六百一口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年六月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ８特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四千二十九万三千八百十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001364/5x2p/

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ９特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資四千二十九万三千八百十四口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年六月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ９特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七千七百三十六万七千八百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000357/j83x/

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資七千七百三十六万七千八百六十口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年六月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金八千六百二十九万五百十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0001351/4cf9/

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ３特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資八千六百二十九万五百十三口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年六月二十四日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ３特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

債権申出の公告（第三回）

当社は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十三日

東京都足立区千住東一丁目三一番一〇号

ＡＬＳＯＫ関東デリバリー株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　深野　智之

訂正公告

令和七年五月十二日（号外第一〇四号）掲載の資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告中、住所に「東京都新宿区西新宿３丁目20番20号　東京オペラシティタワー52階」とあるは「東京都新宿区西新宿３―20―２　東京オペラシティタワー52Ｆ」の誤りにつき訂正します。

令和七年五月二十三日

東京都新宿区西新宿三―二〇―二　東京オペラシティタワー五二Ｆ

株式会社ビデオマーケット

代表取締役　小野寺圭一

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三一八	二	一六	税額を	場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる税額を
〃	〃	一六	同条第八項	同項第二号及び同条第八項
〃	〃	一八	及び	並びに
三一九	一	終りから六	確定所得申告書	確定申告書
三二一	一二	終りから一〇	当該法令	当該所在地国の租税に関する法令
〃	〃	一一	」に	」に、「この項」を「この条」に
〃	〃	七	」に	第三十八条の二十八第三項第一号イに規定する繰延税金資産」の下に「（調整後対象租税額の計算）」を加え
三二二	一三		繰延税金資産	
三二三	一二		「調整後対象租税額の計算）」を削り	第百五十五条の三十五第一項第二号」
三二七	（原稿誤り）		令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布財務省令第十九号（法人税法施行規則等の一部を改正する省令）	令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布財務省令第十八号（所得税法施行規則の一部を改正する省令）
三二八	（原稿誤り）		三一四ページ一二行目の「国外居住扶養親族」を「国外居住扶養親族等」に、「第十項まで」を「この項及び次項」に改め、」は「国外居住扶養親族（以下第十項まで」を「国外居住扶養親族等（以下この項及び次項」に、「国外居住扶養親族」を「国外居住扶養親族等」に、「国外居住扶養親族等が」に改め、同項第二号及び」の誤り。	
三三四	（印刷誤り）	終りから一二	は、「	は「

令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布財務省令第二十二号（消費税法施行規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

三五一		終りから一一	当該輸出に係る運送契約が当該資産

令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布財務省令第二十六号（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三六五		終りから四	）に

三六九ページ五行目と六行目の間に次のように加える。

）に当該不適用事業年度における

第二十三条の八の八第十四項第三号中「日まで引き続き三年以上にわたり」を「直前において」に改める。

（印刷誤り）

三五七ページ終りから一六行目から三七二ページ終りから一八行目までの行頭をそれぞれ一字下げる。

令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布財務省令第三十四号（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整理に関する省令）

（印刷誤り）

三八一		終りから一〇～九	令和二年改正省令
〃		終りから一	則

令和七年三月三十一日（号外特第八号）財務省告示第八十四号（所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

四六六		終りから七	同項第二号
〃			本文第二項第二号

令和七年四月一日（号外第七十三号）財務省告示第九十五号（寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件）

（印刷誤り）

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。